

東京都市計画春日町一・二丁目地区地区計画の変更（練馬区決定）

都市計画春日町一・二丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	春日町一・二丁目地区地区計画
位 置	練馬区春日町一丁目および二丁目各地内
面 積	約 5.2ha
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区計画の目標 本地区は、低層住宅がひろがり、緑豊かな住宅地を形成している。将来、環状8号線の事業化や地下鉄12号線が開設されることとともない、沿道を利用した中層建築物の立地や、急速な宅地化の進行が予想される。そこで、環状8号線の沿道における適正かつ合理的な土地利用に配慮しながら、緑豊かで良好な居住環境の保全・整備を図る。
	土地利用の方針 環状8号線の沿道地区については、住環境に配慮し、幹線道路の沿道に適した建築物の配置・誘導を行う。 背後地区については、緑化を推進し、低層住宅地として良好な居住環境の形成を図る。
	地区整備の方針 道路は、地域の利便性と安全性の向上のため、積極的に整備をすすめる。 公園・緑地については、周辺地区との整合をはかりながら整備をすすめる。
	建築物等の整備の方針 敷地の細分化による狭小宅地の発生を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。また、震災時のブロック塀の倒壊による被害の防止および緑化の推進のため垣またはさくの構造について定め、生垣等の設置を推進する。さらに調和のとれた街並みと良好な都市景観を形成するため、建築物等の意匠や高さについて制限を定める。

地 区 整 備 計 画	地区施設の配置 および規模		道路をつぎのように定める。			
			名 称	幅 員	延 長	
			区画道路1号	4m	約100m	(拡巾)
			区画道路2号	4m	約200m	(拡巾)
			区画道路3号	4m	約110m	(拡巾)
			区画道路4号	5m	約100m	(拡巾)
			区画道路5号	5m	約170m	(拡巾)
			区画道路6号	6m	約90m	(新設)
			区画道路7号	6m	約55m	(新設)
			区画道路8号※	6m	約100m	(新設・追加)
		区画道路9号※	6m	約30m	(新設・追加)	
		公園をつぎのように定める。				
		名 称	面 積			
		地区公園1号	約530㎡		(新設・追加)	
		道路・公園の配置は計画図表示のとおり。				
建 築 物 等 に 関 す る 事 項	地 区 の 区 分	地区の名称	沿道地区	背後地区		
		地区の面積	約 1.7ha	約 3.5ha		
		建築物の敷地面積の最低限度※	110㎡	同 左		
		建築物の高さの最高限度※	軒高 16m			
	建築物等の意匠の制限	環状8号線に面する建築物の外壁の色彩は茶系またはク	屋外広告物の表示面積は	1㎡以下とする。		

地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>リーム系を基調とする。屋外広告物の表示面積は7㎡以下とする。ただし建築物から突出するものについては5㎡以下とする。</p>	
	垣またはさくの構造の制限	<p>生垣またはフェンスとするただし、高さ80cm以下のものまたは法令等の制限上やむを得ないものはこの限りではない。</p>	同 左

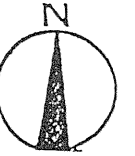
※印は知事承認事項

「区域および地区の区分は、計画図表示のとおり。」

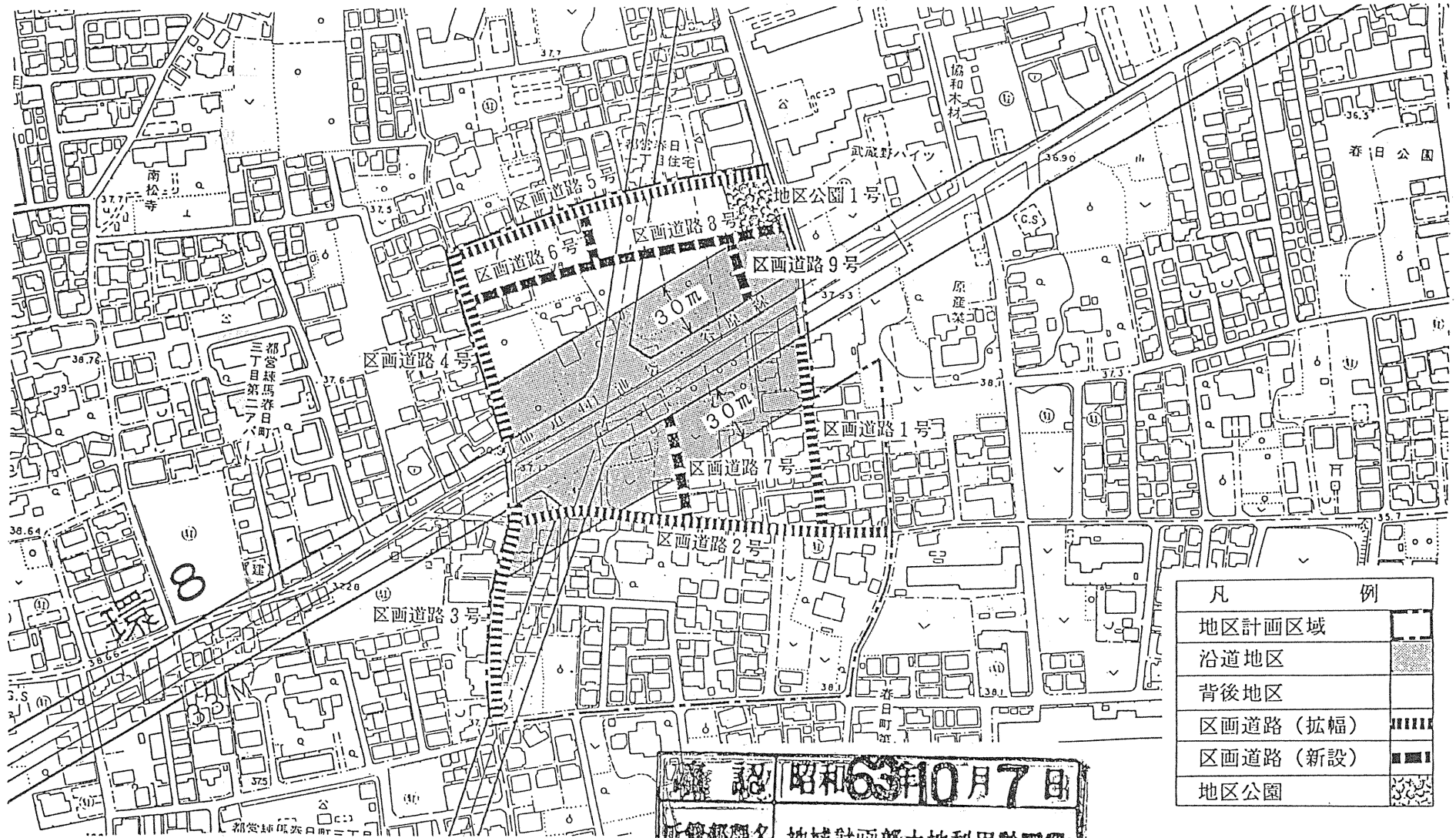
(理由) 地区内のスプロール化を防止するため新たに道路2本、公園1箇所を追加する。

東京都都市計画 春日町一・二丁目地区地区計画計画図 (練馬区決定)

(位置) 練馬区春日町一丁目および二丁目各地内



補助 133号線



凡 例	
地区計画区域	
沿道地区	
背後地区	
区画道路 (拡幅)	
区画道路 (新設)	
地区公園	

認 昭和63年10月7日  
 所管部長 地域計画部土地利用課長

